【平成29年】盛岡市が新たに認証したNPO法人を紹介します

☆ ａｃｃｏｍｍｏｎ

活動目的：発達障がいの診断の有無を問わず，困りを抱えた子どもや大人とその家族に対して，悩みや情報の共有，学習や体験の場の提供，社会的自立のための支援に関する事業を行い，困りを抱えた人たちとその家族の社会生活の充実や地域社会への貢献，及び共生社会の実現に寄与することを目的とする。

☆ マニラ育英会

活動目的：フィリピン・マニラ地域で経済的な理由などによって，就学が困難な子どもたちを援助する，国際教育里親活動などを通じて，日本の子どもたちの心を育てるとともに，日比両国民の相互理解，協力，および友好を深めることを目的とする。

☆ Voter’s Port

活動目的：政治的中立性に配慮しながら，選挙や議員に関する情報を集積，整理，公開することや，議員と有権者がつながる場を創出するといった事業を通して，人々の参政意欲や投票率の向上，ひいては，新しい時代に適応した政治環境の実現に寄与することを目的とする。

☆ 盛岡まち並み塾

活動目的：主に盛岡市民に対し，歴史的なまち並み及び建築物等と暮らしの文化を次世代に継承するために，地域住民と共に，その保存・活用を通じて，まちづくりや景観形成等の推進を図る活動に関する事業を行い，地域の歴史・文化の向上と活性化，観光の振興に寄与することを目的とする。

☆ RAY of HOPE

活動目的：東日本大震災の被災者支援，また東日本大震災の記憶を未来に伝えていく事で，地域防災意識を高める事を目的とする。また大災害時には復旧活動に努める。

ＮＰＯ法人は，毎事業年度初めの３ヶ月以内に，「事業報告書」等を所轄庁に提出しなければなりません。

４月１日が事業初めの法人の提出期限は，６月30日です。忘れずに提出しましょう。

News＆Topics

みんなでつくる 地域防災マップ作成の手引き　発行

ＮＰＯ法人いわてＮＰＯフォーラム21が，市危機管理防災課と協働で『永井地区水害防災マップ』を作成しました。市が公開しているハザードマップには記載されていない危険箇所（過去の豪雨で浸水被害が発生した場所など），地域の方だから知りえる情報を住民目線で確認し，地図に反映しています。

同法人は，マップ作成の手順や，災害を想定した点検ウォーキングのポイントなどを記した『地域防災マップ作成の手引き』も併せて作成。自治会や町内会単位で地域の安全・安心に備えるための手助けをするものとなっています。

手引きに関する問合せはＮＰＯ法人いわてＮＰＯフォーラム21（605-8271），ハザードマップに関する問合せは危機管理防災課（603-8031）まで。

リノベーションによるまちづくり （盛岡市まちづくり研究所　研究成果報告）

４月24日(火)，市は「盛岡市まちづくり研究所研究成果報告会」を開催しました。同研究所（倉原宗孝所長）では，市が県立大学と共同で市政に関する研究を行っています。

２年間の研究を終えた佐藤雄一研究員は「リノベーションによるまちづくり」と題し，空き家や市街地の空洞化といった負の問題をまちづくりの仕組みの中に組み込み，利益を生み出す構想などについて報告しました。

倉原所長は，今後の市政には，市民参画や組織内部に対するリノベーションによって，新しい風を吹かせることが重要。研究成果が市政に活かされることを期待すると述べていました。

回覧										

つながる わ

Vol.60

輪・和・WA…

発行：盛岡市市民部市民協働推進課
〒020-8530　盛岡市内丸12-2
TEL：019-626-7535（直通）
E-mail：kyodo@city.morioka.iwate.jp
（平成３０年５月発行）

４月20日（金）から22日（日）まで，盛岡城跡公園で「第47回もりおか環境緑花まつり」が開かれました。主催はもりおか環境緑化まつり実行委員会。この催しは，市民の手で花と緑のまちづくりを進めるため，昭和47年から行われています。

初日の20日には，ＮＰＯ法人GreenFieldsが講師を勤める，ハンギングバスケット製作体験教室が開かれました。この教室で製作された作品は，催しの期間中会場内に飾られ，まつりに彩りを添えました。現在，市内に設置されているハンギングバスケットの数は，日本一であることがわかっています。

市は，ハンギングバスケットを作るための支援を行うほか，町内会などへの花苗配布事業や花と緑の相談コーナー開設など，花と緑に関する様々な取り組みを行っています。

詳しくは，公園みどり課（電話639-9057）までお問合せください。

平成30年度

町内会・自治会活動を支援します

市は，町内会・自治会等が住みよいまちづくりのための活動を将来にわたって持続的に展開できるよう，その活動を支援します。ここでは，市民協働推進課が所轄している補助制度の一部を紹介します。

街灯設置費等補助金

町内会・自治会等が街路灯を新設・交換，もしくは柱の修繕・交換・撤去をする場合，その経費の一部に対して補助金を交付します。

※補助金の交付を受けるには，前年度中に事業計画書の提出が必要です。

※電球や点滅器などの部品交換は，補助金交付対象外です。

補助対象に「柱の撤去」を追加しました

新

老朽化などによる柱の自然倒壊を防ぐことを目的として，木柱・鋼管柱などを撤去する場合，費用の一部（補助率は撤去費用の10分の７，上限額は１本あたり３万５千円）を助成します。対象となる柱は，町内会・自治会等で街路灯を設置している，または設置していたものです。

この事業の実施期間は，平成30年度から32年度までの３年間の予定です。

公衆街路灯電気料給付金

町内会・自治会等が維持管理し，市が認定している街路灯の電気料について，市が東北電力㈱へ直接電気料金の支払いを行います。

※街路灯を新設する時や，認定された街路灯を交換（電球交換を除く）・撤去する時は，事前に市への届出が必要です。

自治公民館整備事業補助金

町内会・自治会等が，自治公民館を新築・増築・20万円以上の修繕行う場合，または自治公民館で使用する映写機・音響機器や物置などを購入する場合，経費の一部に対して補助金を交付します。

※補助金の交付を受けるには，前年度中に事業計画書の提出が必要です。

空き家等を活用した賃貸借料補助金

新

町内会･自治会等が空き家を「自治公民館」として借りる場合，賃借料の一部（補助率は賃借料の2分の１，上限額は年額６万円（予定））を助成します。対象となる空き家は，おおむね１年以上空き家の状態が続いているものです。詳しくは，５月以降に改めて御案内します。

町内会・自治会協働推進奨励金

町内会・自治会等が行う，協働による地域活動を推進するため，奨励金を支給します。

※奨励金の支給を受けるには，町内会・自治会等の「総会資料等」及び「届出書兼振込依頼書」の提出が必要です。

ここで紹介した補助制度について，詳しく知りたい方は地域活動係（626-7500）まで。

このほか，各種補助制度について「盛岡市町内会･自治会の手引き（第２版）」で確認できます。なお，この手引きは市公式ホームページ（広報ID/1001907）に掲載しています。

地域活動を支援します

市民協働推進センターは，地域活動，NPO活動などに取り組む団体を支援します。

このように利用いただけます。

自治会・町内会などの補助金の申請書を市に提出したい

書類の受付・取次ぎを行います。

活動のアドバイザーや協働できる団体を紹介して欲しい

様々な分野の指導者のリストや，社会教育団体のリストなどから人材・団体などを紹介します。

会議で使う資料を印刷したい

印刷機がご利用いただけます（有料）

活動情報の発信をしたい！情報が欲しい

チラシやポスターなどで情報発信が可能です。また，活動の参考になる情報がご覧いただけます。

この制度について詳しく知りたい方は，協働推進係（626-7535）まで。

市民協働推進センター設置公民館

■**中央公民館**（愛宕町）☎ 654-5366
※平成30年４月１日～平成32年３月31日まで大規模改修のため休館中。
■**上田公民館**（上田四）☎ 654-2333
■**西部公民館**（南青山町）☎ 643-2288
【開館】火曜～土曜：９時～21時
日曜・祝日：９時～17時

■**河南公民館**（松尾町）☎ 622-2258
■**都南公民館**（永井24）☎ 637-6611
■**渋民公民館**（渋民字鶴塚）☎ 683-2354
【開館】火曜～日曜：９時～21時半
（祝日を含む）

地域協働の取組を紹介します

ミズバショウ公園（好摩地区）

毎年４月下旬～５月上旬にかけて，好摩地区のミズバショウ公園でミズバショウの花が見ごろを迎えます。

かつて，この場所には大量のゴミが投棄されていました。それを，地元住民と市が一緒にゴミを除去。その後，住民の手で廃材を活用した東屋を建設したり，子ども達がキツツキのねぐら用巣箱を製作するなどし，環境の整備を行ってきました。現在，この公園は好摩地区まちづくり協議会（会長　藤井　幸夫）や地元の自治会などが，共同で整備を行っており，清掃活動や桜の苗木の植樹などを継続して行っています。
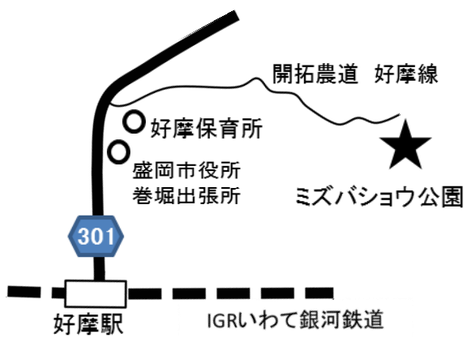
公園の場所は，好摩保育園横の開拓農道好摩線沿い。木製の「ミズバショウ公園」の看板が目印です。